

税関事務管理人サービス（新設）

非居住者が関連する取引での適正申告・税関・事後調査対応を支援します

2024 年 4 月 25 日

背景：税関が実態を把握できない取引の増加と税関の対応

越境電子商取引の急拡大や、取引形態の多様化により、日本に居住しない者が輸入者になる場合、税関への連絡対応や、関税関係帳簿書類の保存などの関連事務を処理するために、「税関事務管理人」を定め、あらかじめ税関に届け出る必要があるところ、適切な税関事務管理人が選定されておらず、税関が、輸入時に連絡をしても輸入取引の内容を把握していなかったり、輸入後の事後調査の際に連絡が取れないケースも見られます。また非居住者や国内の実質輸入者など、本来輸入者になるべき者ではなく、単に輸入の代行を行っている者を輸入者として申告している場合もあります。

特に EC プラットフォーム運営事業者等が提供するフルフィルメントサービス（FS）利用による貨物、所謂越境 EC によって輸入される貨物については、不当に低い価格で輸入申告することで関税等をほ脱するという脱税事案が顕在化しています。

関税局・税関は上記状況に対応するため、令和 5 年度改正により、税関事務管理人制度を改正して要件を厳格化するとともに、同年 6 月末の通達改正により、輸入者の定義を明確化するなど、非居住者輸入に対して適正通関を求める動きを活性化させています。

税関事務管理人について

非居住者が輸入申告等の税関手続や税関からの通知の受領等の事務を処理する必要があるときは、**国内に居住する者**を税関事務管理人として定め届け出る必要があります。

税関事務管理人の業務

税関事務管理人は非居住者の輸入者に代わって、右の①～⑥の全部または一部業務を行います（※）



※他法令該当品等、非居住者が輸入できない場合もあります。当該制度が利用可能かについて、事前にご相談ください。

税関事務管理人制度利用のための提出書類

- 税関事務管理人制度を利用するためには、「税関事務管理人届出書」を税関手続を行おうとする税関に提出する必要があります。
- 届出書の提出には、以下の A～D に示す添付書類の提出が求められる場合があります。

書類	
税関事務管理人届出書	税関様式 C 第 7500 号・2 通
A. 委任状	委任等の契約がある場合、契約内容を明らかにする書類でも可
B. 届出者の存在を証明する書類	海外の登記簿、住民票等
C. 税関事務管理人の存在を確認する書類	履歴事項全部証明書等
D. 商流・取引フロー図	

<デロイト トーマツ GTB 株式会社のサービス>

デロイト トーマツ GTB 株式会社では、上記のような非居住者が関連する輸入取引について、輸入者・売手・買手・課税価格の確認・設定などのアドバイザリー業務に加え、今回、通関業許可を取得したことにより、税関事務管理人としての業務を含む総合的かつ一気通貫でのサポートが可能になりました。

今後も、輸出入に携わる企業の皆様が税関業務に適切に対応できるよう、サポート体制を整え、企業のコンプライアンス体制構築を支援していきます。

お問い合わせ

デロイト トーマツ GTB 株式会社

〒100-0006

東京都千代田区有楽町 1 丁目 7 番 1 号有楽町電気ビルディング

Tel : 03-6213-3800 (代)

email : info.idt-gta@tohatsu.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/gtb



デロイト トーマツ GTB 株式会社

代表取締役社長

牧野 宏司 / Koji Makino

koji.makino@tohatsu.co.jp

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して "デロイト ネットワーク") のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または "Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

of

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



ICMS 764478 / ISB 22301